

審査基準

A-b-1

令和5年2月28日作成

法令名：古物営業法
根拠条項：第3条
処分の概要：古物商の許可
原権者(委任先)：愛知県公安委員会
法令の定め：古物営業法第4条(許可の基準) 第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条の3(許可の申請) 第2条(古物の区分)
審査基準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間：40日
申請先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問い合わせ先：愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 電話(052)951-1611 内線3183
備考：